

奈良市公報

第 2 4 9 号

平成21年10月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則… 1
- 告 示
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 指定管理者の公募…………… 3
- 住居番号の設定…………… 4
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 都市計画高度地区の変更案の公衆縦覧…………… 5
- 都市計画防火・準防火地域の変更案の公衆縦覧…………… 5
- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧（3件）…………… 5
- 都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧…………… 6
- 消費者安全法に規定する消費生活センターの名称等… 6
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）…………… 7
- 放置自転車等の処分…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了（3件）…………… 8
- 地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧…………… 9
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出…………… 10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… 11
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 11
- 平成21年度奈良市一般会計補正予算等の要領…………… 11
- 一般競争入札の実施…………… 15
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 16
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 17
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 17
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届

- 出……………17
- 放置自転車等の保管……………17
- 監 査
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………18
- 公 営 企 業
- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定……………20
- 一般競争入札の実施（2件）……………20
- 教 育 委 員 会
- 定例教育委員会の開催……………21
- 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示……………22
- 選 挙 管 理 委 員 会
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………22
- 農 業 委 員 会
- 農地部会の招集……………22

規 則

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第62号

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則（平成2年奈良市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（駐車施設の附置を要しない建築物等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、建築物の用途上、条例第4条に定める規模の駐車施設の附置を要しないと市長が認める建築物に附置する駐車施設については、その建築物の用途に応じ、市長が定める規模とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成21年9月8日揭示済）

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第63号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「同法第314条の7」の次に「、第314条の8」を加え、同表備考2の(1)中「第92条第1項及び」を「第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに」に改め、同表備考2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3」を「並びに第41条の19の5」に改める。

別表第2備考1中「同法第314条の7」の次に「、第314条の8」を加え、同表備考2の(1)中「第92条第1項及び」を「第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに」に改め、同表備考2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3」を「並びに第41条の19の5」に改める。

別表第2備考に次のように加える。

4 母子生活支援施設に入所している児童が、児童自

3 供用を開始する排水施設の位置

立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、同日以後の徴収金から適用する。

(平成21年9月8日揭示済)

告 示

奈良市告示第461号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成21年9月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年9月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成21年9月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、宝来一丁目、七条一丁目、柏木町、法華寺町及び南京終町四丁目の各一部

管渠番号	起 点	終 点
あやめ池北幹線-121	奈良市あやめ池北一丁目1355-31	奈良市あやめ池北一丁目1355-31
あやめ池北幹線-122	奈良市あやめ池北一丁目1060-7	奈良市あやめ池北一丁目1335-27
あやめ池北幹線-123	奈良市あやめ池北一丁目1335-27	奈良市あやめ池北一丁目1355-44
あやめ池北幹線-124	奈良市あやめ池北二丁目1169-10	奈良市あやめ池北二丁目1169-15
あやめ池南幹線-468	奈良市宝来一丁目84-10	奈良市宝来一丁目84-1
あやめ池南幹線-469	奈良市宝来一丁目84-1	奈良市宝来一丁目85-1
五条幹線-215	奈良市七条一丁目383-2	奈良市七条一丁目383-2
都跡幹線-309	奈良市柏木町157-2	奈良市柏木町162-1
都跡幹線-310	奈良市法華寺町287-2	奈良市法華寺町286-8
大安寺第1幹線-215	奈良市南京終町四丁目375-5	奈良市南京終町四丁目375-5

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年9月1日揭示済)

奈良市告示第462号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年9月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項

道路改良工事（針ヶ別所町地内・のぼりを線）ほか47件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成21年9月4日までは閲覧コーナー、同月7日以降は監理課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年9月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年9月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年9月1日揭示済)

奈良市告示第463号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年9月1日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市法蓮町1702番地の1

奈良市ボランティアセンター

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) センターの事業の実施に関すること。

① 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。

② 市民活動に関する相談に関すること。

③ 市民活動に関する講座等の開催に関すること。

④ 市民活動に関する広報に関すること。

⑤ 市民活動に関する団体、グループ等の活動の場の提供に関すること。

⑥ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部市民活動推進課
 - (2) 申請期間
平成21年9月1日から平成21年9月30日まで
 - (3) 提出書類
奈良市ボランティアセンター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
 - ア 奈良市ボランティアセンター指定管理者事業計画書
 - イ 奈良市ボランティアセンター指定管理者収支予算書
 - ウ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
 - エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

- キ 団体及びその代表者が平成20年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市ボランティアセンター指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
奈良市市民活動部市民活動推進課
電話0742-34-4869
(平成21年9月1日揭示済)

奈良市告示第464号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年9月1日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成21年9月1日揭示済)

奈良市告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年9月2日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
安井 彰英		柔道整復	平成21年9月1日
やまと鍼灸整骨院（安井彰英、札辻 拓也、乾 安宏）	奈良県奈良市法蓮町1702-9		
札辻 拓也		柔道整復	平成21年9月1日
やまと鍼灸整骨院（安井彰英、札辻 拓也、乾 安宏）	奈良県奈良市法蓮町1702-9		
乾 安宏		柔道整復	平成21年9月1日
やまと鍼灸整骨院（安井彰英、札辻 拓也、乾 安宏）	奈良県奈良市法蓮町1702-9		
野島 竜一		柔道整復	平成21年8月28日
あすか鍼灸整骨院（野島竜一）	奈良県奈良市大豆山町5		

(平成21年9月2日揭示済)

奈良市告示第466号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年9月1日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年9月2日揭示済)

奈良市告示第467号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成21年9月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町及び二名町の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間

平成21年9月4日から同月18日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年9月18日までに必着するように提出してください。

(平成21年9月4日揭示済)

奈良市告示第468号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成21年9月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町及び二名町の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間

平成21年9月4日から同月18日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年9月18日までに必着するように提出してください。

(平成21年9月4日揭示済)

奈良市告示第469号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成21年9月4日

奈良市長 仲川元庸

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

- 奈良市押熊町及び二名町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年9月4日から平成21年9月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年9月18日までに必着するように提出してください。
(平成21年9月4日揭示済)

奈良市告示第470号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成21年9月4日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町及び二名町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年9月4日から平成21年9月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年9月18日までに必着するように提出してください。
(平成21年9月4日揭示済)

奈良市告示第471号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成21年9月4日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
二名町地区計画

- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名町の一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年9月4日から平成21年9月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年9月18日までに必着するように提出してください。
(平成21年9月4日揭示済)

奈良市告示第472号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成21年9月4日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市青野町、西大寺町、菅原町、大安寺三丁目、中山町西四丁目、八条五丁目、宝来一丁目、宝来町、法蓮町、法華寺町、六条一丁目及び六条二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年9月4日から平成21年9月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年9月18日までに必着するように提出してください。
(平成21年9月4日揭示済)

奈良市告示第473号

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第3項に規定する消費生活センターの名称及び住所並びに消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）第8条に規定する法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間は、次のとおりとし、法第10条第3項の規定により公示します。

平成21年9月4日

奈良市長 仲川元庸

1 名称 奈良市消費生活相談センター
 2 住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 3 実施日 奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除く月曜日から金曜日まで
 4 時間 午前10時から午後4時まで
 （平成21年9月4日揭示済）

奈良市告示第474号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 2 移動年月日
平成21年9月4日
 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
 以下省略
 （平成21年9月4日揭示済）

奈良市告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年9月8日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
宮田 厚志		あんま	平成21年9月2日
宮田 厚志	奈良県奈良市菅原町174-2 シャイン菅原203		

（平成21年9月8日揭示済）

奈良市告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年9月8日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
正木 一磨		あんま	平成21年5月1日
まさき鍼灸整骨院 在宅訪問マッサージところ（正木香菜子、正木一磨）	奈良県奈良市五条西一丁目17-8 西山ハイツ店舗西端号		

（平成21年9月8日揭示済）

奈良市告示第477号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成21年9月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市自転車等保管施設
 3 処分年月日
平成21年9月24日
 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成21年6月2日から5日まで、同月9日、同月11日、同月14日、同月17日、同月22日から24日まで。
 （平成21年9月8日揭示済）

奈良市告示第478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定いたしましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年9月9日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
エリシオン登美ヶ丘	奈良県奈良市松陽台二丁目3-33	居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成21年9月1日 平成21年9月1日
株式会社セフティライフ	奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目1-1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成21年9月1日

(平成21年9月9日掲示済)

奈良市告示第479号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月9日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年9月7日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年9月9日掲示済)

奈良市告示第480号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月9日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年9月8日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年9月9日掲示済)

奈良市告示第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年9月9日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成20年10月17日 奈良市指令都整開 第08A-27号

平成21年8月24日 奈良市指令都整開 第08A-27-

1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年9月9日 第1181号

(2) 公共施設 平成21年9月9日 第525号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二名四丁目1312番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市二名三丁目1053番地

松陽ハウジング株式会社 代表取締役 松田 末作

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市二名四丁目1312番の一部

(平成21年9月9日掲示済)

奈良市告示第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年9月9日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成21年4月10日 奈良市指令都整開 第09A-1001

号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年9月9日 第1180号

(2) 公共施設 平成21年9月9日 第524号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南永井町23番1、45番、46番4、54番2、54番

8、75番8、75番9、76番及び77番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市長 仲川 元庸

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
奈良市南永井町54番2の一部、75番8の一部及び75番9の一部
- (2) 雨水抑留施設
奈良市南永井町75番9の一部及び76番の一部
(平成21年9月9日掲示済)

奈良市告示第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年9月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年12月18日 奈良市指令都整開 第08A-1002号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
- (1) 開発行為 平成21年9月9日 第1182号
- (2) 公共施設 平成21年9月9日 第526号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市都祁白石町1026番1、1026番6、1026番7及び1026番8
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市長 仲川 元庸
- 5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路
奈良市都祁白石町1026番8
- (2) 緑地
奈良市都祁白石町1026番1の一部
- (3) 水路
奈良市都祁白石町1026番7
- (4) 調整池
奈良市都祁白石町1026番1の一部
- (5) 防火水槽

奈良市都祁白石町1026番1の一部
(平成21年9月9日掲示済)

奈良市告示第484号

奈良市小倉町の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行って地籍簿及び地籍図を作成したので、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地籍図及び地籍簿は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成21年9月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成21年3月測量、簿冊は平成20年11月19日（一筆地調査が終了した日）現在の状況により調査し作成したものである。
- 3 閲覧期間
平成21年9月11日から平成21年9月30日までの20日間
- 4 閲覧場所
奈良市針町2176番地 奈良市都祁行政センター業務課
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接または公告した市町村長を経由して、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日8時30分から17時までの間とする。
(平成21年9月10日掲示済)

奈良市告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年9月11日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社まごころ福祉学園前事業所	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成18年3月31日
株式会社まごころ福祉	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526		

(平成21年9月11日掲示済)

奈良市告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項

において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年9月11日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	株式会社まごころ福祉学園 前事業所	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526	株式会社まごころ福祉	平成20年4月6日
新	株式会社まごころ福祉訪問 介護事業所	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526	株式会社まごころ福祉	

(平成21年9月11日揭示済)

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年9月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		名称	主たる事務所の所在地
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社まごころ福祉訪問 介護事業所	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526	居宅 福祉用具貸与	平成20年6月30日
株式会社まごころ福祉	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526		

(平成21年9月11日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年9月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		名称	主たる事務所の所在地
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社まごころ福祉訪問 介護事業所	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526	介護予防 訪問介護	平成21年7月1日
株式会社まごころ福祉	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526		
スマイルメイク	奈良県奈良市柏木町519-19	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成21年9月1日 平成21年9月1日
ニコニコカンパニー株式会 社	奈良県奈良市柏木町519-19		
株式会社まごころ福祉居宅 介護支援事業所	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成21年7月1日
株式会社まごころ福祉	奈良県奈良市中山町西四丁目535-526		

(平成21年9月11日揭示済)

奈良市告示第489号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年9月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年12月4日 奈良市指令都整開 第08A-32号
平成21年4月8日 奈良市指令都整開 第08A-32-1号
平成21年6月5日 奈良市指令都整開 第08A-32-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年9月14日 第1183号
(2) 公共施設 平成21年9月14日 第527号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市六条西六丁目237番3の一部、237番98、237番106の一部、237番116、237番140、5424番10及び5424番11並びに奈良市石木町245番1の一部、245番2の一部、245番3の一部、245番4の一部、245番5、245番6の一部及び978番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和郡山市城南町5番37号
プレステ株式会社 代表取締役 吉本 剛二
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市六条西六丁目237番98、237番140、5424番10及び5424番11並びに奈良市石木町245番1の一部、245番3の一部、245番4の一部及び245番5の一部
(2) 下水道
奈良市六条西六丁目237番98の一部、5424番10の一部及び5424番11の一部並びに奈良市石木町245番1の一部、245番3の一部、245番4の一部及び245番5の一部

(平成21年9月14日揭示済)

奈良市告示第490号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年9月11日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年9月14日揭示済)

奈良市告示第491号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年9月14日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年9月14日揭示済)

奈良市告示第492号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年9月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年7月10日 奈良市指令都整開 第09A-14号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年9月14日 第1184号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市今市町628番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市今市町312番地の1
井上 浩充
奈良市今市町312番地の1
井上 昌代

(平成21年9月14日揭示済)

奈良市告示第493号

平成21年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成21年9月14日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成21年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

- 2 平成21年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成21年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成21年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成21年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 6 平成21年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)

別紙
平成21年度奈良市一般会計補正予算(第2号)
平成21年度奈良市の一般会計補正予算(第2号)は、次
第1表 歳入歳出予算補正

に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,487,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,344,106千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)
第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		14,108,793 ^{千円}	2,585,528 ^{千円}	16,694,321 ^{千円}
	1 国庫負担金	11,652,579	3,268	11,655,847
	2 国庫補助金	1,030,572	1,278,978	2,309,550
	3 国庫委託金	125,972	25,800	151,772
	4 国庫交付金	1,299,670	1,277,482	2,577,152
16 県支出金		4,256,337	83,915	4,340,252
	2 県補助金	854,938	33,840	888,778
	4 県交付金	18,599	50,075	68,674
20 繰越金		60,141	406,372	466,513
	1 繰越金	60,141	406,372	466,513
21 諸収入		2,132,479	1,000	2,133,479
	4 雑入	510,513	1,000	511,513
22 市債		17,161,200	410,500	17,571,700
	1 市債	17,161,200	410,500	17,571,700
歳入合計		120,856,791	3,487,315	124,344,106

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		17,072,877 ^{千円}	322,792 ^{千円}	17,395,669 ^{千円}
	1 総務管理費	12,437,871	△ 14,000	12,423,871
	2 企画費	2,419,315	36,792	2,456,107
	3 徴税費	1,184,583	300,000	1,484,583
3 民生費		39,942,183	1,378,595	41,320,778
	1 社会福祉費	16,745,539	899,516	17,645,055
	2 児童福祉費	12,758,199	478,428	13,236,627
	3 生活保護費	10,373,925	651	10,374,576

4 衛生費		11,883,235	143,242	12,026,477
	1 保健衛生費	1,286,968	18,000	1,304,968
	2 保健所費	2,799,906	125,242	2,925,148
6 農林水産業費		537,808	60,150	597,958
	1 農林費	537,808	60,150	597,958
8 観光費		1,028,258	14,400	1,042,658
	1 観光費	1,028,258	14,400	1,042,658
9 土木費		15,507,759	87,496	15,595,255
	2 道路橋梁費	2,553,243	40,000	2,593,243
	4 都市計画費	11,589,327	38,000	11,627,327
	5 住宅費	765,788	9,496	775,284
10 消防費		4,197,482	163,980	4,361,462
	1 消防費	4,197,482	163,980	4,361,462
11 教育費		10,790,397	1,311,760	12,102,157
	1 教育総務費	2,059,492	855,640	2,915,132
	2 小学校費	2,213,680	283,200	2,496,880
	3 中学校費	1,329,168	133,800	1,462,968
	4 高等学校費	1,021,981	5,000	1,026,981
	6 社会教育費	1,431,016	34,120	1,465,136
12 災害復旧費		41,000	4,900	45,900
	2 土木施設災害復旧費	40,000	4,900	44,900
歳出合計		120,856,791	3,487,315	124,344,106

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
庁舎等施設整備事業	767,000 ^{千円}	700,000 ^{千円}
福祉施設整備事業	706,500	1,029,900
公営住宅建設事業	182,400	187,100
消防施設整備事業	238,100	318,000
義務教育施設整備事業	1,022,700	1,090,600
災害復旧事業	40,000	41,600
計	17,161,200	17,571,700

平成21年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

平成21年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35,213千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,746,213千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 療養給付費金 交付金		1,389,752 ^{千円}	35,213 ^{千円}	1,424,965 ^{千円}
	1 療養給付費金 交付金	1,389,752	35,213	1,424,965
歳入合計		34,711,000	35,213	34,746,213

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸支出金		33,802 ^{千円}	35,213 ^{千円}	69,015 ^{千円}
	1 還付及び還付加算金	19,402	35,213	54,615
歳出合計		34,711,000	35,213	34,746,213

平成21年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第2号)

平成21年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,472

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金金		195,180 ^{千円}	38 ^{千円}	195,218 ^{千円}
	1 支払基金金	195,180	38	195,218
2 国庫支出金		108,608	5,434	114,042
	1 国庫負担金	108,608	5,434	114,042
歳入合計		356,528	5,472	362,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		— ^{千円}	5,472 ^{千円}	5,472 ^{千円}
	1 償還金	—	5,472	5,472
歳出合計		356,528	5,472	362,000

(註)「第3款 繰上充用金」を「第4款 繰上充用金」に改める。

平成21年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成21年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ145,531

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		— ^{千円}	145,531 ^{千円}	145,531 ^{千円}
	1 繰越金	—	145,531	145,531
歳入合計		19,864,000	145,531	20,009,531

(註)「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計

5 諸支出金		5,618 ^{千円}	145,531 ^{千円}	151,149 ^{千円}
	1 償還金及び還付加算金	5,618	145,531	151,149
歳出合計		19,864,000	145,531	20,009,531

平成21年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成21年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		178,103 ^{千円}	4,000 ^{千円}	182,103 ^{千円}
	2 償還金及び還付加算金	-	4,000	4,000
歳入合計		3,859,000	4,000	3,863,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		62,677 ^{千円}	4,000 ^{千円}	66,677 ^{千円}
	1 総務管理費	45,751	4,000	49,751
歳出合計		3,859,000	4,000	3,863,000

平成21年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)
(総則)

第1条 平成21年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(科目)

(既決予定額)

(収益的収入及び支出)

第2条 平成21年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正予定額)

(計)

	収	入	出	支
第1款 病院事業収益	6,225,927千円	18,000千円	6,243,927千円	
第2項 医業外収益	212,889千円	18,000千円	230,889千円	
第1款 病院事業費用	6,225,000千円	18,000千円	6,243,000千円	
第1項 医業費用	6,193,700千円	18,000千円	6,211,700千円	

(平成21年9月14日揭示済)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

奈良市告示第494号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

都市水環境整備下水道築造工事(公2)白毫寺町地内ほか23件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
(電子入札参加に必要な資格)

(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成21年9月18日までは閲覧コーナー、同月24日以降は監理課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年9月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してく

ださい。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年9月24日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成21年9月15日から9月18日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成21年9月24日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成21年9月25日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成21年9月15日揭示済)

奈良市告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年9月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
岩井内科クリニック	奈良県奈良市大宮町四丁目331-1	平成21年9月28日

(平成21年9月15日揭示済)

奈良市告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年9月15日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	ぼれぼれ奈良公園訪問看護ステーション	奈良県奈良市西笹鉾町13	平成21年8月1日
新	ぼれぼれ訪問看護ステーション	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15	

(平成21年9月15日揭示済)

奈良市告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年9月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
岩井内科クリニック	奈良県奈良市大宮町四丁目331-1	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成21年9月28日 平成21年9月28日 平成21年9月28日
岩井 均	奈良県奈良市高畑町1232	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成21年9月28日 平成21年9月28日
岩井内科クリニック	奈良県奈良市大宮町四丁目331-1	介護予防 訪問リハビリテーション	平成21年9月28日
岩井 均	奈良県奈良市高畑町1232		

(平成21年9月15日揭示済)

奈良市告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年9月15日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ぼれぼれ奈良公園訪問看護ステーション	奈良県奈良市西笹鉾町13	株式会社 ひまわりの会	平成21年8月1日
新	ぼれぼれ訪問看護ステーション	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15	株式会社 ひまわりの会	

(平成21年9月15日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第499号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月15日

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年9月15日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年9月15日揭示済)

監 査**奈良市監査委員告示第17号**

地方自治法第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年9月3日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏
奈良福長福第66号
平成21年8月31日

奈良市監査委員 様

奈良市長 仲川 元 庸

住民監査請求の監査結果に対する措置について（通知）

平成21年7月30日付け奈監第75号で勧告のあったこのことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 措置すべき内容

奈良市老春手帳優遇措置実施要綱による老春手帳優待乗車証の交付を受けた者の運送に関する契約書第2条第1項第2号における通用区間についての解釈が契約先である奈良交通株式会社と異なっているため、通用区間の範囲を明確にするための措置を講じること。

2 講じた措置

上記勧告を受け、市と奈良交通株式会社が平成21年4月1日付で締結した、奈良市老春手帳優遇措置実施要綱による老春手帳優待乗車証の交付を受けた者の運送に関する契約書第2条第2号に規定する通用区間について、別紙のとおり平成21年8月28日付けで覚書を締結しました。

覚 書

奈良市（以下「甲」という。）と奈良交通株式会社（以下「乙」という。）が平成21年4月1日付で締結した、奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱による老春手帳優待乗車証（以下「優待乗車証」という。）の交付を受けた者の運送に関する契約の第2条第2号に規定する通用区間について、甲と乙は次のとおり覚書を締結する。

第1条 優待乗車証の通用区間における路線ごとの最も遠方の停留所を別紙「老春手帳優待乗車証市内エリア図」（以下「エリア図」という。）のとおり定める。

第2条 エリア図に変更が生じる場合は、乙は、あらかじめ文書により甲の承認を得なければならない。

第3条 この覚書は、本覚書締結日以後の運送に適用し、同日前の運送については、なお従前の例による。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙

記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年8月28日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元 庸

乙 奈良市大宮町一丁目1番25号
奈良交通株式会社
取締役社長 中村 憲 兒

(別紙)

平成21年 8月28日現在

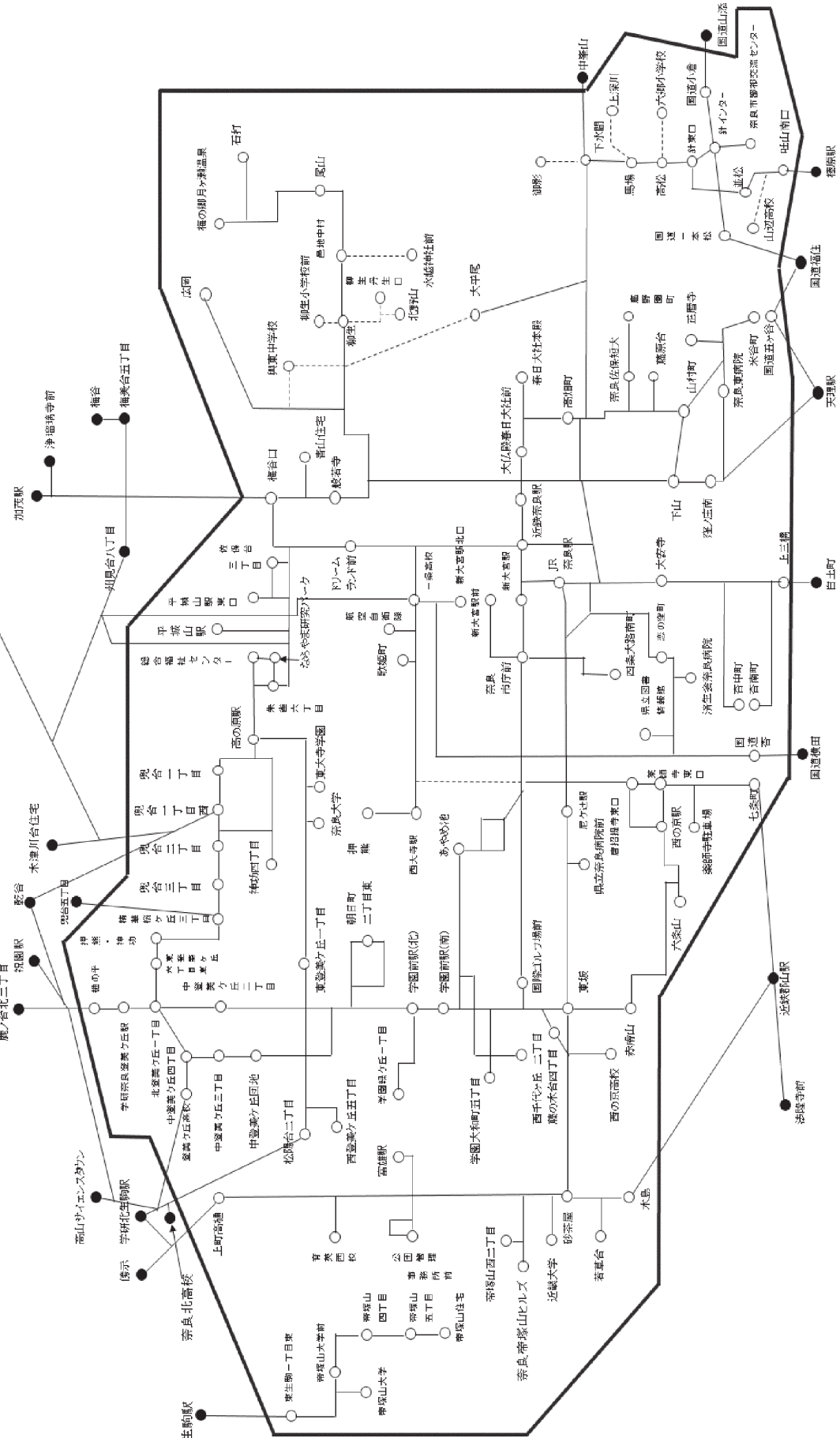
老春手帳優待乗車証市内エリア図

で囲まれたエリア内の利用、エリア内⇄エリア外の利用は、1乗車100円で利用できます。●は、路線ごとの最も遠方の停留所

※エリア外⇄エリア外の利用は片道運賃となりますが、優待乗車証からの引き落としはできません。

※高速バス、空港リムジンバス、深夜急行バス、定期観光バスには優待乗車証で乗車できません。

の路線は、学校の行事予定により、運行日、運行時間が変更されますのでご了承ください。



(平成21年9月3日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第31号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年9月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社リ ファインテ ック	代表取締役 表 清和	京都府京都市西京 区桂徳大寺町239 番地1	平成21年 8月25日

(平成21年9月1日揭示済)

奈良市水道局告示第32号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年9月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内四条大路四丁目・田中町地内ほか5件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含め）を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す

る市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 簡易書留、一般書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年9月4日まで（奈良市の休日を含め）を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年9月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成21年9月1日揭示済)

奈良市水道局告示第33号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年9月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

舗装、市内東九条町地内ほか1件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 簡易書留、一般書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年9月18日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年9月24日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成21年9月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第16号

平成21年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成21年9月3日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日時

平成21年9月8日(火)

午後2時

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成21年度「なら教育の日」「なら教育週間」について

(2) 平成21年度9月補正予算内示について

(3) 平成21年度全国学力・学習状況調査の結果について

(4) 平成21年度奈良市立幼稚園教員採用候補者選考試験について

(5) 指導主事の人事異動について

議事

議案第38号 人事について

議案第39号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱の一部改正について

議案第40号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
8月～9月

(2) 2学期以降の新型インフルエンザの対応について
傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成21年9月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第17号

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年9月10日

奈良市教育委員会

委員長 杉江 雅彦

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱(平成19年奈良市教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「6人以内」を「6人又は5人」に改め、同条第2項中「指定管理者を公募により指定しようとするときは、第2号に掲げる者が委員の半数を超えないものとする」を「第2号に掲げる委員の数は、2人以内とする」に改める。

附則

この告示は、平成21年9月10日から施行する。

(平成21年9月10日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第72号

平成21年9月2日現在における地方自治法(昭和22年法

律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成21年9月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

50分の1の数 6,027人

6分の1の数 50,224人

3分の1の数 100,447人

(平成21年9月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第17号

奈良市農業委員会平成21年9月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成21年9月7日

奈良市農業委員会

農地部長 右原 正卓

1 日時

平成21年9月14日(月) 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について

(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について

(7) 知事許可について(8月許可分)

(8) 非農地証明について(8月分)

(平成21年9月7日揭示済)